

令和2年度事業計画

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

長崎県法人会連合会は、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として国と社会の繁栄に貢献するとの理念に則り、定款に定める目的及び事業を遵守し、会員企業の発展や地域社会に寄与する諸施策に取り組むとともに、税を中心とした社会貢献をめざし、県下単体会の活動が適正かつ円滑に遂行できるような支援策を講じていく。

1. 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 税務研修会開催

長崎県内に所在する福岡国税局調査課所管法人(資本金1億円以上の大規模法人)を対象に、2月中旬に県内を2地区に分け、まず県央、県南地区を対象に長崎市において、また翌日に県北地区を対象に佐世保市において税知識の普及を目的とする「税務研修会」を開催する。福岡国税局調査査察部に講師を依頼し、法人税制の改正事項等について説明することとしている。

(2) 租税教育活動の指導・支援

租税教育活動は、法人会活動の大きな柱である。長崎県法人会連合会青年部会連絡協議会(以下「県連青連協」という。)がその中心となり、次世代を担う県下の小中高生に税の仕組みや大切さ等を理解し、また税の使われ方にも興味をもってもらうために、単体会の青年部会が開催している「租税教室」の運営について指導・支援を行う。

県連青連協においては、租税教育活動が円滑かつ活発に実施できるように、実践的事例発表の研修等を通じて、講師の能力向上、人材育成等を図る。

また、県連青連協は、九州北部法人会連合会青年部会連絡協議会(以下「九北連青連協」という。)が4月佐賀市において開催する「租税教育研修会」や公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」という。)、全法連青年部会連絡協議会主催の「法人会全国青年の集い(島根大会)」に参加し、九北連や全国の法人会青年部会の租税教育活動発表について研修する。

(3) 「税に関する絵はがきコンクール」活動の指導・支援

長崎県法人会連合会女性部会連絡協議会(以下「県連女連協」という。)においては、女性部活動の大きな柱として租税教育活動を位置付けている。単体会の女性部会においては、青年部会が行っている「租税教室」と連携し、県下小学校高学年を対象にして、税の大切さや税の果たす役割について学んでもらい、税に関する理解をより深めてもらうためにその知識や感想を絵はがきにして出展してもらう「税に関する絵はがきコンクール」を実施している。

県連女連協においては、この絵はがきの募集・審査等が円滑に行えるよう指導するとともに、優秀作品の選考・表彰等を行い、県連も主体的に支援して行く。

また、全法連と全法連女性部会連絡協議会が主催する「女性フォーラム(愛媛大会)」に参加し、全国の法人会女性部会の絵はがきコンクールの実施状況について研修する。

(4) 税に関する広報等

1) 新聞広告

本年度も「税を考える週間」の11月に併せ、全法連の協力も得て長崎新聞に広告を掲載し、納税意識の高揚を図る。

2) ホームページによる掲載

広く一般に対し、税の啓発や国税電子申告・納税システム(e-Tax、消費税の期限内納付等)の普及、定着に資するための税関連情報や令和元年10月に実施された消費税の軽減税率制度の周知について、ホームページを通じての広報に努める。

2. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(1) 税制改正提言のとりまとめ

単位会税制委員等が調査研究した税制に関する要望意見をとりまとめ、また単位会税制委員を対象に実施された税制アンケート結果を踏まえ、県連税制委員会でその内容を審議の上、要望事項を全法連に提出する。

(2) 国会議員・県知事・地方自治体等への要望活動

全法連で採択された「税制改正に関する提言」は冊子として配布され、県連・単位会では県下選出の国会議員及び地方自治体の首長等に対して提言実現の要望活動を今年度も実施する。

3. 法人が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備事業の各種事業を支援する事業

(1) 助成金運営の事務委託

県連は全法連からの事務委託を受けて、県下単位会が行う助成金申請や実績報告のとりまとめに加え、助成事業が適正かつ円滑に運営が行われるよう、県下単位会に対し指導・研修・調整等を行う。また、助成金の適正な運用については、理事会及び総務委員会等で報告、検討を行う。

(2) 企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み

企業の内部統制面の強化や経理面の質の向上は、税務リスクの軽減につながり企業の成長を促すものである。各委員会、県内事務局長等会議において、単位会会員に対し「自主点検チェックシート」の活用促進することで企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

(3) 節電対策への取り組み

県連女連協において引き続き節電対策「いちごプロジェクト」(家庭における使用電力の削減運動)に取り組む。

4. 単位会の活動支援及び充実発展等を目的とする事業

(1) 県連補助金の配賦

単位会の運営資金として、会員数の規模、小規模法人会を配慮しつつ、補助金を配付する。配分額については、総務委員会、理事会等で審議する。

(2) 委員会等の開催

各委員会や県内事務局長等会議、及び女性部会・青年部会の連絡協議会を通じて、

各単位会や委員会が抱える課題や対策について、協議・情報交換等を実施する。

また、法人会活動の充実のためには、組織の基盤強化が重要であることから、会員増強は重要な柱と位置付けられている。会員獲得は会員の退会防止と併せて法人会の共通認識と位置付け、各委員会や県内事務局長等会議を通じて新規会員の加入促進、退会防止策等の施策を講じる。

(3) 職員研修会等の開催

単位会役職員の能力向上を図るため、全法連や九北連の支援を得て、便宜に研修会等を実施する。

(4) 関連団体との連携

- 1) 福岡国税局管内九北連主催の会議参加
- 2) 九州域内専務理事会議への参加

(5) 単位会が実施する事業活動への支援

「税を考える週間」に併せ、長崎法人会女性部会が中心となり社会貢献活動の一環として実施している税に関する資料等の街頭配布について協力支援する。

5. 単位会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業

(1) 保険取扱3社の保険制度の普及推進

単位会会員の福利厚生を充実させる目的として、経営者や従業員の病気・事故による死亡、高度障害、入院、通院等を国内外問わず保障する「経営者大型保障制度」、企業のさまざまなリスクをサポートする「ビジネスガード」やがん、入院などに備える「がん・医療保険制度」の普及推進を図る。

このため、保険取扱3社（大同生命、AIG 損保、アフラック生命）と緊密な連携を図り、厚生委員会、県連青連協等を通じて会員企業の福利厚生制度への理解と加入促進に取り組む。

(2) 貸倒保証制度（取引信用保険）の普及推進

単位会会員の経営支援サービスの一環として、三井住友海上保険と締結している売上債権に対し一定部分を保証する保険「貸倒保証制度（取引信用保険）」の普及推進を図る。